

戸籍謄抄本等交付請求書

請求には本人確認資料が必要です
その他注意事項は裏面に記載されています

南 相 木 村 長 様

平成 年 月 日

1. 請求者(使用する人)

住所					
氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年	月 日

2. 窓口に来た人(頼まれた人) 窓口に来られた方と同じ場合は記入不要です。

住所					
氏名					

窓口に来られた方と、必要な証明の方の関係が配偶者及び直系親族(父母・祖父母・子・孫)以外の場合は委任状が必要になります。

3. 必要な戸籍

本籍地	長野県南佐久郡南相木村	番地			
筆頭者氏名	戸籍のはじめに書かれている名前の人				
戸籍抄本・身分証明書・戸籍の附票の場合は必要な方の氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年	月 日
請求者と必要な人との関係に付けてください	本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母 弁護士・司法書士・行政書士・税理士等又は 国地方公共団体職員 その他() その他の場合は委任状が必要です				
その他に該当する人は使いみちを具体的に記入してください					

4. 何が必要ですか。

全部事項証明・戸籍(450円)	通	改製原戸籍謄本(750円)	通
個人事項証明・戸籍(450円)	通	改製原戸籍抄本(750円)	通
全部事項証明・除籍(750円)	通	戸籍の附票 (300円)	通
個人事項証明・除籍(750円)	通	記載事項証明 (350円)	通
除籍謄本 (750円)	通	受理証明 (350円)	通
除籍抄本 (750円)	通	身分証明 (300円)	通
		死亡診断書 (350円)	通

偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。
(戸籍法133条)(住民基本台帳法47条)

本人確認	面識・免・バ・住・健・年・その他()
------	---------------------

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出する理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍抄本について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の抄本をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

7. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が課せられます。

ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。